

第1章

地球温暖化対策実行計画 策定の背景と意義

第1節 地球温暖化防止に関する国際動向

地球温暖化問題あるいは気候変動問題が、テレビや新聞などマスメディアで取り上げられない日はありません。危機を訴え続ける研究者や政治家はノーベル賞を受賞するなど科学界も巻き込んだ全世界的課題となり、米国を始め世界各国で、グリーン・ニューディールと呼ばれる気候変動対策により、景気回復や雇用増加を図っています。

2007年2月に採択された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書（以下、「評価報告書」という。）」によると、気候が温暖化していることは疑う余地がなく、特に最近50年間では過去100年間と比較して2倍に温度上昇が加速しており、また、次のようなことが予測としてまとめられています。

- (1) 1 以上の温暖化は、沿岸での洪水被害者を毎年新たに数百万人のレベルで生み出し、世界の生物種の30%以上が絶滅するリスクをもたらす。
- (2) 2 以上の温暖化は、毎年新たに数億人のレベルで、水不足で苦しむ人々を生み出す。

このことからわかるとおり、現在を生きる私たちのみならず、次世代の暮らしや地球の将来を左右する大きな分岐点に立っているとと言えます。

地球温暖化防止に関する対策としては、国際的に、1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。また、これを受けて1997年には、京都で国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国は、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベル（フロン等3ガスは1995年）から6%削減するとの目標が定められました。

気候変動枠組条約の究極的な目的である「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を達成するためには、排出される温室効果ガスの量と吸収される温室効果ガスの量とが均衡し、地球の大気中の温室効果ガスストックとしての量が変化しない状態にする必要があります。

また、当時の鳩山総理大臣は、2009年9月にニューヨークの国連本部で開催された気候変動サミットでの演説で、温室効果ガスを2020年までに主要国の公平で実効性のある参加を前提として、1990年比で25%削減すると表明しました。

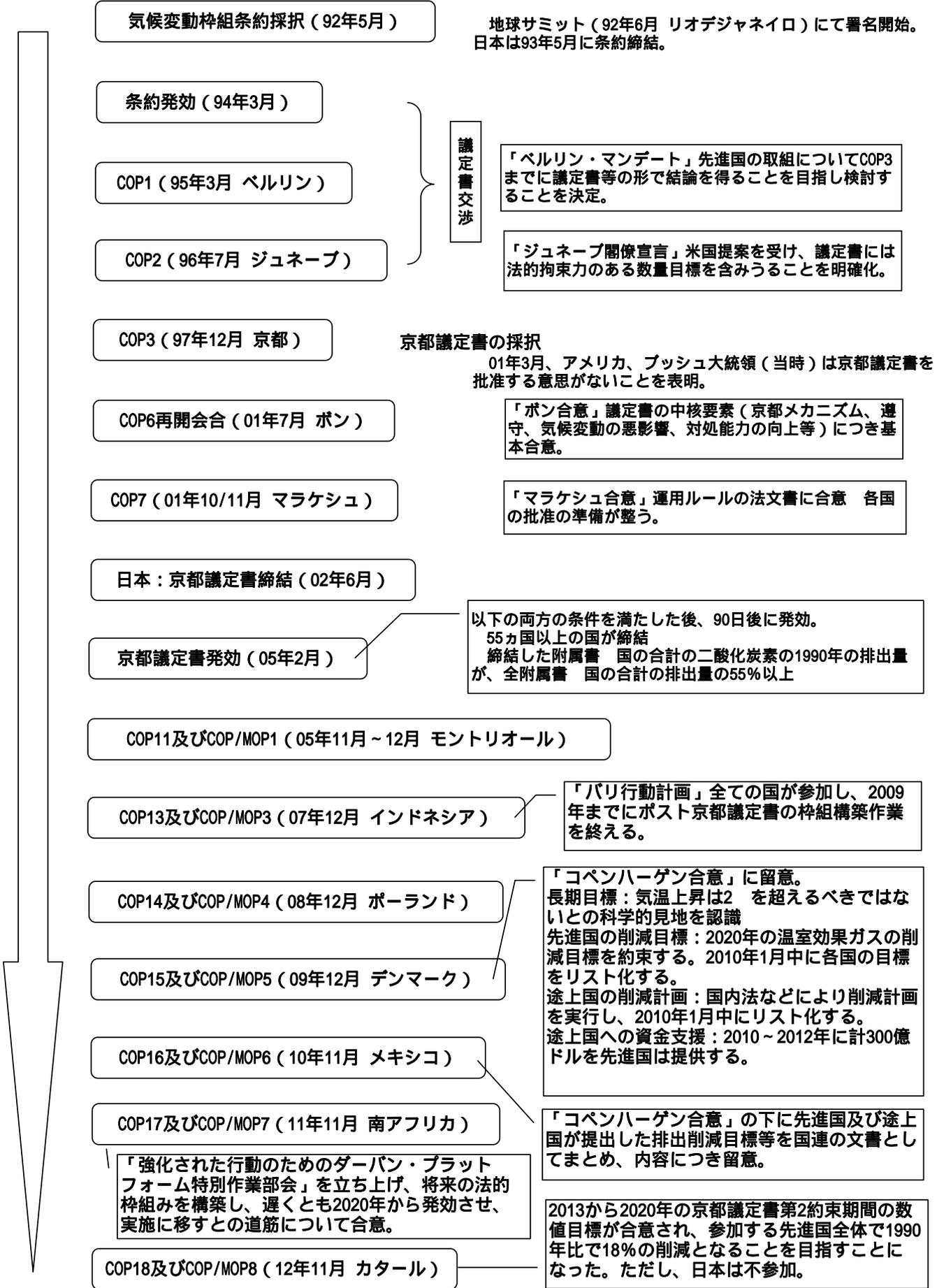
しかし、同年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された、京都議定書に続く次期枠組み交渉の期限である、COP15では、世界の気温上昇を産業革命前から2以下に抑えるべきこと、先進国が途上国に対し、2010年から2012年の間に、計300億ドルを供与することなどを定めたコペンハーゲン合意について留意することを決定したのみで、国別や先進国全体の削減幅など具体的な削減目標の合意には至りませんでした。

コペンハーゲン合意の下で、2010年1月末までに、先進国は2020年の削減目標を、途上国は削減行動を国連気候変動枠組条約事務局に対し提出することとなり、アメリカ、中国を含む世界の排出量の相当部分を占める多数の国が提出しました。

その後、2010年11月にメキシコのカンクンで開催された、COP16では、途上国から先進国に対して、京都議定書の枠組を2013年以降もそのまま継続させた第2約束期間の設定に関する強い要求がありましたが、先進国のみに義務を課し、アメリカの参加も見込めない京都議定書は、世界規模の排出削減につながらないことから、我が国は第2約束期間の設定に反対する立場を貫き、粘り強く交渉しました。その結果、コペンハーゲン合意の下に先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標等をCOPとして留意することになり、我が国が目指す、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組の構築に向けて交渉を前進させることとなりました。

2011年11月から12月に開催されたCOP17では、将来の法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて2020年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。ただし、京都議定書に関しては、第2約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、我が国としては、第2約束期間には参加しないこととなりました。

地球温暖化に関する国際交渉の歴史と今後の展開



第2節 地球温暖化防止に関する国内動向と 計画策定の目的

我が国における地球温暖化対策の基本的な方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）は、地方公共団体の責務として、地球温暖化対策推進法第20条第2項において区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることとしています。

さらに、2008年6月の改正により、地球温暖化対策推進法第20条の3において、自らの事務及び事業に関する計画に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策を盛り込んだ地方公共団体実行計画の策定が新たに義務付けられました。

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策推進法第20条の3第1項において「京都議定書目標達成計画（以下、「目標達成計画」という。）に即して」とされています。その趣旨は、京都議定書にいう6%削減の約束を達成するため、目標達成計画に定められた地方公共団体が取り組むべき施策について、着実に実施されるよう地方公共団体実行計画の内容が定められることが必要であると理解されます。

なお、目標達成計画においては、「世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに世界で半減」することをめざす旨も記述されており、中長期の観点を含んだものとなっています。

この目標達成計画の閣議決定がなされた後、2012年4月に第四次環境基本計画が閣議決定され、目標達成計画の記述をより具体化し、我が国としても2050年までに温室効果ガスを現状から80%削減することが目標に掲げられました。

また、温室効果ガスの高い削減目標を掲げた環境モデル都市が、政府によって選定されるなど、中長期を視野に入れた地方公共団体の積極的な取組が既に始まっています。

大気中の温室効果ガスの濃度安定化を視野に入れた地球温暖化対策推進法の目的を踏まえ、長崎県でも、2050年の我が国の目標を考慮した地方公共団体実行計画を策定する必要があります。

ただし、目標達成計画は2012年度末を期限とする計画であり、現在、国においては、2013年度以降の新たな地球温暖化対策の計画を策定するため、地球温暖化対策推進法の改正手続きを進めており、今後、国の新たな計画を踏まえた対応も必要になると考えられます。

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点

1 国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明確化

2 京都議定書目標達成計画の策定、国の実行計画策定

3 地方公共団体における取組

- (1) 都道府県・市町村は、率先して削減努力を行う計画（実行計画）を策定
- (2) 都道府県・政令指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定める。

4 国民の取組を強化するための措置

- (1) 国は全国地球温暖化防止活動推進センターを指定
- (2) 都道府県・政令指定都市・中核市・特例市について、地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱が可能
- (3) 地球温暖化対策地域協議会を組織可能